

令和6年度明石市介護サービス事業者連絡会 事業計画書（案）

前年度事業方針を継続し、急増する要支援者や要介護者の方々に対して、より質の高い介護保険サービスを提供するために各事業者がその社会的役割・機能を十分に踏まえた上で、法令を遵守するとともに、各事業者間の相互連携や行政をはじめ、地域包括ケアシステムを提供する機関との連携強化を図ります。情報の伝達を迅速・的確に行うほか、従業者の資質向上のため、各種研修会の充実と、広報活動を通じて各事業者の案内や特徴を紹介し、2040年にピークを迎える地域福祉の増進に寄与することを目的に各種の事業を行います。

1. 以下の7項目を活動の柱と致します。

- ① 介護保険サービスに関する情報の迅速かつ公平な提供による共有化を図る。
- ② 各事業者間の共通課題について意見交換、その他協議事項について検討を行い、必要に応じて行政に要望する。（虐待防止、感染症対策への取り組みをする）
- ③ 行政との連携を密にし、介護保険サービスにおける質の向上と事業者間でのサービスの適正化を図る。
- ④ 施設サービス及び在宅サービスにおける相互理解と連携を図る。
- ⑤ 連絡会活動について、質の高い介護保険サービスが地域住民に還元できるよう行政との連携を密にし、情報の共有化と課題検討を実施できる体制作りを行う。
- ⑥ 明石市を地域ブロックに分け、現在の縦割り組織の補完的な役割として、横割り組織の仕組みづくりを検討し話し合う。
- ⑦ 制度改正後の運営や各種加算に役立つような共通認識を持ったテーマを取り決め、事業所の運営に生かせるような研修会を実施する。

以上の項目を基本にして円滑に推進するために、運営委員において、具体的な議論を行うとともに、充実した委員会とする。

2. 令和6年度の重点事業は、以下の5事業とします。

- ① 地域包括ケアシステムへ向けての取り組み
日本は、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しています。このような状況の中、団塊の世代（約800万人）が75歳以上となる2025年（令和7年）以降は、国民の医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれています。このため、厚生労働省においては、2025年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。
明石市介護サービス事業所連絡会でも、この命題に取り組み研修会などを通じて、情報の提供に取り組んでいきます。
- ② 介護事業所のあるべき姿への取り組み
明石市介護サービス事業所連絡会として、上記の課題を含めて、各事業所の質の向上とあるべき姿をテーマに、7か条の設定、研修会の運営をしていますが、新規事業所が乱立する中、「事業所のあるべき姿」をテーマに取り組んでいきたいと考えます。
特に倫理について今後も継続的に検討をしてまいります。
- ③ 社会福祉協議会と連携し、高齢者の徘徊情報やヤングケアラーの情報、事業所の情報などを効果的に発信する。
- ④ 感染症や災害等、非常時に業務を継続できるよう事業者間の連携をはかり、市や保健所に情報提供を求め、適宜打ち合わせ・連絡・検討などを実施し、会員への情報の提供に努めます。また、連絡会でマスク等の衛生材料を購入し、会員へ提供致します。

- ⑤ 本会の運営について、本会に参加する事や本会の部会長や役員になることが通常業務の負荷・重荷とならないようにシステムを検討する。
- ⑥ 入所（入居）系施設の空室情報や、在宅系サービスの受け入れ可能な日程などの情報提供の方法についてのシステムを検討する。

前述の6点に取り組むため、年4回の定例会を開催します。

3. 事業者間の交流を深める

- ① 各事業所の相互関係を親密にし、連携・情報共有などを向上させるため、連絡会にて費用を負担して研修会や交流会等を実施する。
- ② 明石市が進むべき「介護」「地域性」の特質を鑑み、行政との連携を図り、タイアップした講演会・講習会・研修会を企画する。
- ③ 事業所が活用しやすいようなオンラインでのミーティングや研修会等を企画する。

4. 行政等との連携

- ① 地域包括ケアシステムの確立のため、各委員会へ積極的に参加していく。また、介護予防・日常生活支援総合事業、地域密着型事業等、行政及び包括支援センター等との連携を密にする。
- ② 新型コロナウイルス、新型インフルエンザ等の感染症、並びに自然災害等の緊急事態に備え、連携を密にする。

5. 啓発事業

地域包括ケアシステムの増進を図ることを目的として下記の事業を行う。

- ① 部会ごとの未加入団体について、加入促進を図る。
- ② 各部会における事業所の役職・役付者の参加を促し、より実行のある組織とする。
- ③ ホームページやYouTubeチャンネル、SNSを活用し情報を発信する。
- ④ フォーマル、インフォーマルの枠を越えた連携を取れるようにする。

6. 研修事業

介護技術及び知識のスキルアップを計り、より利用者様に喜んで頂ける事業所となるべく、各部会の要望を主体にテーマを選定し事務局主催で研修会を開催する。

7. 広報事業

- ① ホームページやYouTubeなど、SNSで各事業所の情報や研修内容などを発信することで、利用者及び介護者は勿論、介護事業所や介護従事者にも役立つようにします。
- ② 地域や異業種団体などへ本会の会員を講師として派遣し出張講座等が開催できるようなシステムを検討します。

8. 事業者間の交流

多業種介護サービス事業者間での交流を図り、各事業所の得手、不得手を補完しあうための交流会を積極的に推進し、事前申請により会場費用等の費用援助も検討していきます。ただし、今年度は新型コロナウイルス等感染症の動向を踏まえ、開催の有無を決定します。